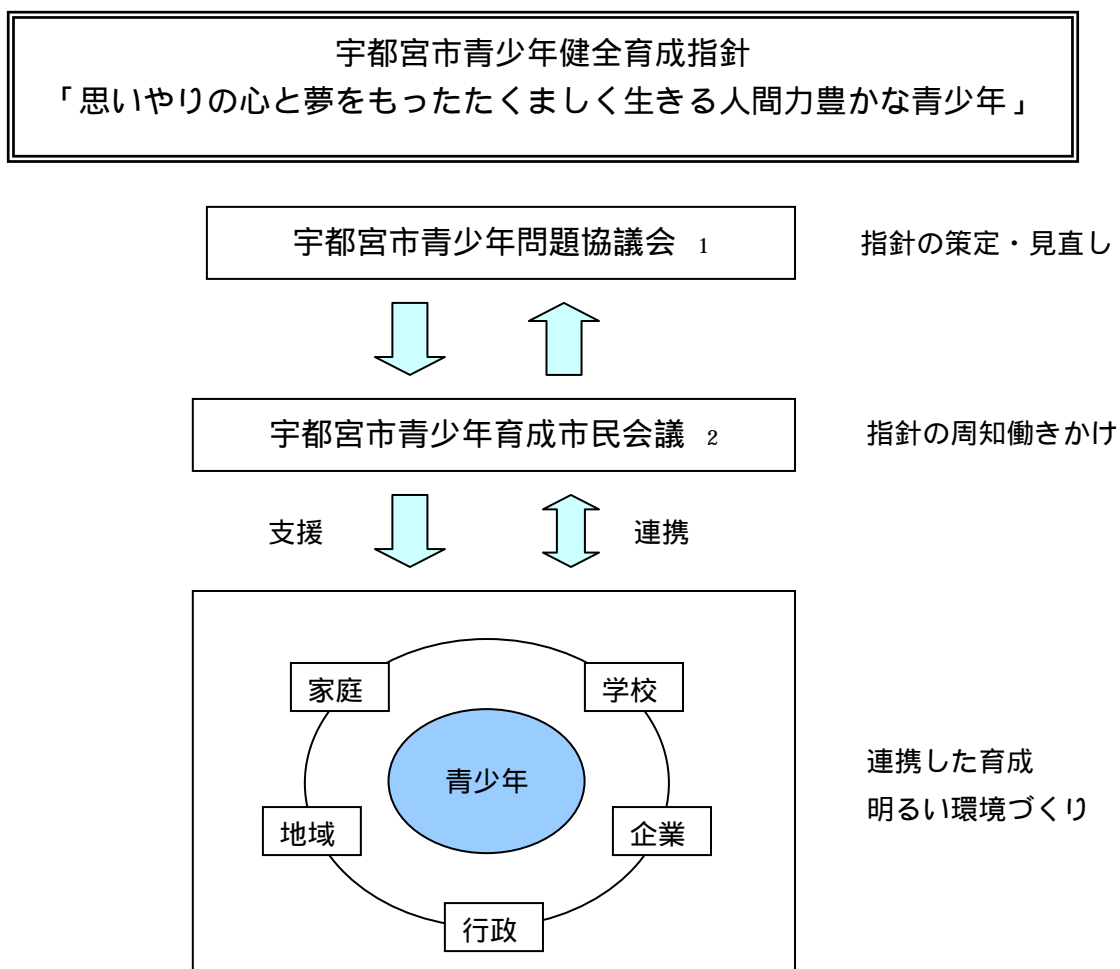


第5章 指針の実現に向けて

この章では、「宇都宮市青少年健全育成指針」の実現に向けて、指針と青少年及び青少年を守り育てる環境の関係を中心に、青少年健全育成の推進体制について表します。

1 推進体制図



- 1 宇都宮市青少年問題協議会 青少年の指導，育成，保護，きょう正に関する総合的施策の樹立に必要な事項の審議及び関係行政相互の連絡調整を図ることを目的として設置
- 2 宇都宮市青少年育成市民会議 明日の宇都宮市を担うたくましい青少年の育成のために，各地区青少年育成会及び各種青少年育成団体相互の連絡調整と協調を密にし，健全育成活動を市民総ぐるみで推進することを目的に設置

2 指針を実現するために

指針を実現するために、青少年は自らの努力と周囲との連携により指針の目標に向かって行動します。

大人は、なによりもまず青少年を理解し、家庭においては、青少年健全育成の最も基本となる重要な役割を担っていることを自覚して豊かな愛情で青少年を育て、また、学校・地域・企業・行政などの各主体や各団体は、本指針に基づく活動や行動計画の策定・事業の展開などに取り組みます。

青少年をはじめとする各主体・各団体は、宇都宮市青少年育成市民会議などと相互に連携しながら、市民総ぐるみで宇都宮市の青少年を健全に育成し、基本理念である「思いやりの心と夢をもったたくましく生きる人間力豊かな青少年」の実現を目指します。

3 指針の見直し

本指針は、おおむね 10 年を目安として策定していますが、社会環境の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。